

神戸市生活支援ショートステイ事業実施要綱

保健福祉局長決定

(目的)

第1条 この事業は、老人福祉法の趣旨に基づき、介護保険法に規定する要介護認定等における自立（非該当）の高齢者等のうち、一時的に在宅での生活が困難となった者が、養護老人ホーム等に短期入所して、適切な支援を受けることにより、又は要支援1・要支援2と判定された高齢者等のうち、一時的に在宅での生活が困難となった者、あるいは居宅においてこれら的高齢者等を介護している家族等の入院等の理由により、介護保険法の規定による居宅介護サービスの給付の範囲を超えて短期入所の必要な者が、当該給付の範囲を超える入所による支援を受けることにより、心身の安定及び要介護状態への進行の予防を図り、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 神戸市生活支援ショートステイ事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者等の短期入所及び当該期間中の養護、健康増進、入浴及び食事サービスの提供
- (2) 高齢者等及び家族に対する生活指導及び相談
- (3) その他事業の達成に必要な事項

2 第4条に規定する実施施設のうち、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設にあっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月厚生省令第37号）の「第9章短期入所生活介護」の規定（第127条を除く）に準拠して、事業を実施する。

(事業の委託)

第3条 この事業は、第4条に規定する実施施設を運営する社会福祉法人に委託する。

(実施施設等)

第4条 この事業は、別表に掲げる養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設（以下「実施施設」という。）の短期入所専用床を利用して実施する。

2 実施施設は、正当な理由がない限り、短期入所依頼を拒んではならない。

3 実施施設の職員は、入所期間中の高齢者の処遇向上に全力を注ぐとともに、心身の状況及び支援等に関する記録を整備し、善良な管理者の下で適切に保管しておかなければならない。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。但し、障害者自立支援法等他の法律に定める短期入所は、この要綱に優先して行われるものとする。

(1) 要介護認定等において非該当（自立）と判定された者及び非該当（自立）に相当すると認められる60歳以上の高齢者で、障害高齢者又は認知症高齢者の「日常生活自立度判定基準」において、Jランク又はIランク程度に該当する者であって、一時的に在宅での生活が困難となり、短期入所による支援が必要となった者。

(2) 要介護認定等において要支援1又は要支援2と判定された60歳以上の高齢者で、一時的に在宅での生活が困難となり、短期入所による支援が必要となった者、あるいは居宅において当該要支援者の介護を中心となって行う者（以下「主たる介護者」という。）の入院又はその他社会において生活する上で介護を継続することを一時的に中断することがやむを得ないと認められる理由により、居宅での介護ができない場合で、介護保険法の規定による予防給付の範囲を超えて入所による支援が必要となった者。

2 前項に規定する社会において生活する上で介護を継続することを一時的に中断することがやむを得ないと認められる理由は、次に掲げるものとする。

(1) 主たる介護者が負傷し、又は病気にかかったこと。

(2) 主たる介護者がその主たる介護者の家族（当該要支援者を除く。以下同じ。）を看護していること。

(3) 主たる介護者が出産し、又は主たる介護者の家族の出産を介助すること。

(4) 主たる介護者が冠婚葬祭に出席すること。

(5) 主たる介護者が震災、風水害、火災その他の災害を受けたこと。

(6) 主たる介護者が失踪したこと。

(7) 当該要支援者の介護を目的として当該要支援者の居宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うこと。

(利用要件等)

第6条 この事業を利用しようとする者は、「生活支援ショートステイ利用申請書（様式

第1号)」を福祉事務所長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 福祉事務所長は、第1項の申請について申請書を受理した日の翌日から1か月以内に利用の要否を決定し、許可するときは、「生活支援ショートステイ利用決定通知書（様式第2号）」を申請者に交付する。

3 福祉事務所長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、短期入所の許可をしないことができる。

(1) 指定施設が定員に達し受け入れることができないとき

(2) 介護保険法の規定による介護を必要とする状態であるとき

(3) 常時医学的な管理下におかなければならない状態であるとき

(4) 伝染性疾患を有し、他の入所者に伝染させる恐れがあるとき

(5) 前号に掲げるもののほか、他の入所者に著しい迷惑を及ぼす恐れがあるとき

(6) その他福祉事務所長が不相当と認めるとき

4 福祉事務所長は、特別に必要があると認めるときは、第1項の規定によらず短期入所の許可をすることができる。

5 第1項の申請は、あんしんすこやかセンターを経由して行うこととする。

(利用許可の取消)

第7条 福祉事務所長は、短期入所の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 申請が虚偽又は不正な手段によると認めるとき

(2) 前条第3項第2号から第6号に該当することとなったとき

(入所の期間)

第8条 短期入所の期間は、原則として、6か月につき7日以内とする。

(費用等)

第9条 この事業に要する1日あたりの費用は、5,680円とする。

2 利用者は、前項の費用のうち、2,250円を利用料として施設に支払わなければならない。

3 市長は、利用者が生活保護世帯に属する場合にあっては、利用料のうち食費の実費に相当する額を除き免除することができる。

4 市長は、災害等の特別の事情があると認めるときは、利用料を減免することができる。

5 市長は、第1項の費用のうち、利用者が支払うべき金額を控除して得られた金額を委託料として施設に支払う。

6 第2条第1項第3号の規定に基づき、乙が必要に応じて利用者を、専用車両を用いて居宅から施設まで又は施設から居宅まで送迎した場合は、送迎費として、片道あたり2,000円から利用者が負担する額（片道200円。但し、生活保護世帯に属する者はこれを免除する。）を控除した額を前項の委託料に加算する。ただし、原則として居宅と施設間に限り、また、1回の利用につき1往復以内に限る。

（個人情報の保護）

第10条 実施施設は、この事業に関し、利用者及び家族等に関する個人情報を知り得た場合にあつては、事業の実施中又は終了後においても適切に管理し、当該人の同意なく他に提供してはならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（神戸市ねたきり老人及び痴呆性老人短期保護事業実施要綱の廃止）

2 神戸市在宅老人短期入所事業実施要綱（昭和61年3月31日民生局長決定）は、廃止する。

3 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

4 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

5 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

7 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

8 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

9 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

10 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

神戸市生活支援ショートステイ事業指定施設一覧

種別	施設名	所在地	専用床の数
養護老人ホーム	夢野老人ホーム	兵庫区夢野町 4-3-13	2
	千山荘	灘区鶴甲 5-1-50	5
	六甲台ビラ	灘区鶴甲 5-1-50	5
特別養護老人ホーム	つくし園	北区山田町東下字野田南 30	20
	大慈弥勒園	西区櫨谷町長谷字光松谷 13-1	15
老人短期入所施設	西部高齢者介護支援センター	長田区北町 3-3	20
	東部高齢者介護支援センター	中央区日暮通 5-5-8	20
	大石高齢者介護支援センター	灘区大石東町 1-2-1	30
	キャナルタウン高齢者介護支援センター	兵庫区駅南通 5-1-2	30
	ハピータウンKOBÉ	灘区摩耶海岸通 2-3-9	30
	本多聞高齢者介護支援センター	垂水区本多聞 7-2-2	30
	中道高齢者介護支援センター	兵庫区中道通 6-1-33	30
	脇の浜高齢者介護支援センター	中央区脇浜海岸通 3-2-6	30
	白川高齢者介護支援センター	須磨区白川台 1-35-3	20
	浜山高齢者介護支援センター	兵庫区浜中町 1-16-18	20
	魚崎高齢者介護支援センター	東灘区魚崎中町 4-10-50	20
	離宮高齢者介護支援センター	須磨区離宮西町 2-2-3	20